

いわゆる株主相互金融会社が株主に支払う優待金は利益配当か

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 保住, 昭一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9142

二 いわゆる株主相互金融会社が株主に 支払う優待金は利益配当か

保 住 昭 一

源泉徴収所得税並に加算税決定取消請求事件(最高裁判所昭和三五年(オ)五四号昭和35・10・7第二小
法廷判決(原審東京高裁)判例時報二三八号二頁一棄却)

〔事実〕

原告会社(被控訴人・被告告人)は〇〇相互金融株式会社と称し、金融業、不動産業および有価証券の保有を目的とするいわゆる株主相互金融会社である。その事業内容は、(1)会社は増資によつて株式を発行する。(2)増資新株は一括して特定の株主(主として会社の社長)が一手にこれを引受け、更にこれを広く大衆に譲渡する。(3)株式の譲受け希望者には、原則として、前記の株主が自己の持株を日賦または月賦で譲渡するが、その際に会社は、譲受け希望者との間に立つて譲受けを斡旋する。(4)この場合、株式を譲渡した者が譲受人から直接日賦または月賦による株式代金の支払いを受けることの煩を避けるため、ひとまず、譲渡人に対し会社が株式の代金の全額を立替払し、譲受人は、立替人たる会社に対して日賦または月賦で代金を弁済する仕組になつてゐる。(5)株式を譲受けた者が、その代金を完

済したときは、会社から額面金額の三倍の融資を受けることができる。(6)株式を譲受け、かつ、その代金を完済した者で、右融資を受けない者に対しては、会社は株主優待金名義で一定の金銭を支払うというものである。

原告会社は、昭和二十七年一月から昭和二十八年三月までの間に(第一期)、金四〇六一万七二五八円、また同年四月から六月までの間に(第二期)、金一四八八万〇七三〇円の金員を、それぞれ株主に対し、優待金名義で支払ったところ、日本橋税務署長は、右優待金が所得税法第九条第一項第二号の法人から受ける利益配当に該当するから、原告会社が所得税を源泉徴収すべきものとして、第一期分については昭和二十八年九月十一日付で源泉徴収所得税を金八二万三五四一円、源泉徴収加算税を金二〇二万九二五〇円と決定して同月十九日に原告会社に通知し、第二期分については同年十月三十一日付で源泉徴収所得税額を金二九七万六一四四円、源泉徴収加算税額を金七四万三五〇〇円と決定して同年十一月六日に原告会社に通知した。原告会社としては、右各決定に不服だったので、第一期分の決定については同年十月九日に、第二期分の決定については同年十一月九日に、日本橋税務署長に対しそれぞれ再調査の請求をしたが、同署長は、同年同月二十四日付で右請求をいずれも棄却し、同月三十日これを原告会社に通知した。そこで原告会社は、更に同年十二月二十八日、東京国税局長(被告・控訴人・上诉人)に対し右各決定につき審査の請求をしたところ、昭和三十三年三月五日付で右各請求は棄却され、同月七日に原告会社に通知された。そこで原告会社は、日本橋税務署長の各決定が、源泉徴収所得税の対象とならない優待金の支払に対し、これをその対象となるものとしてなされたものであるから違法であり、右決定を適法なものとした東京国税局長の各決定もまた違法である、として右国税局長を相手に右決定の取消を求めた。

原審は、原告会社の請求を認容し、つぎのような理由で被告の控訴を棄却した。すなわち、株式会社に関する限り、所得税法第九条第一項第二号にいう利益の配当とは、商法第二九〇条第一項の規定する利益の配当を、また利息

の配当とは、商法第二九一条所定の利息の配当を、それぞれ意味しているものと解するのが相当である。けだし、憲法を頂点におく同一法体系のもとにおいては、同一用語は格別の理由がない限り、同一の意味に解することを原則とするのであつて、所得税法上右の用語について、商法と異なる定義づけをした明文なく、株主優待金は同法第九条第一項第二号に当らないとしても、同条同項第一〇号の所得として課税し得るのであり、所得税法の全般にわたつて考えてみても、右用語を商法と別異に解釈すべき格別の理由は見出されないからである。したがつて、所得税法第九条第一項第二号にいう利益の配当とは、株式会社が決算期において、損益勘定の上純利と認定された額の内から法定準備金などを控除した残額を、株主総会の決議を経て株主に対してなす配当を指し、本件のごとき会社の事業内容の仕組のもとに会社が株主に対してなす優待金の支払いなどは、含まれないものといわなければならない、と。被告はこれを不服として上告した。

〔上告理由〕

第一点から第三点までにわたるが、その中心的主張は、第二点の所得税法第九条第一項第二号の解釈および適用の誤りの主張である。すなわち、原判決が所得税法第九条第一項第二号にいう利益の配当とは、商法上の要件を具備した適法な利益の配当だというが、商法上に要求される諸要件を欠く配当、つまり違法な配当であつても税法上の「利益の配当」である。商法自身も違法配当につき、例えば商法第二六六条第一項第一号、同第二九〇条第二項、同第四八九条第三号などにこれを配当と呼んでおり、かつ、株式会社における利益の配当は、株主が株主たる地位において資本の払戻によらず会社資産を会社から交付を受けることをいうものと理解することができ、それが商法に違反しているか、あるいは会社経理上いかに操作されているかなどの事由は、その性質に何等影響を及ぼすものではない。このように剰配当であつても、株主平等の原則に違反する配当であつても、株式会社の配当といふべく、この概念は、

そのまま所得税法上の利益の配当の概念と一致するのである。翻つて法人税法の面から損金、益金の意義をみると、法人税法第九条第一項は各事業年度の所得は、「各事業年度の総益金から総損金を控除した金額による」と規定しているが、ここに総益金とは「法令に別段の定めのあるもののほか、資本の払込以外において純資産の増加の原因となるべき一切の事実をいい」、総損金とは「法令に別段の定めのあるもののほか、資本の払戻または利益の処分以外において純資産の減少の原因となるべき一切の事実をいう」と解されている。これは、資本の払込、資本の払戻および利益処分が会社の損益取引に関係がない、いわゆる資本取引として、益金または損金に加えない意味である。したがつて、配当すべき利益がないのになされる配当（蝸配当）も、会社の資産が株主に対し交付される場合であるから、これが会社の損益取引にもとずく支出でない以上、損金性を有しないものであり、かつ、資本の払戻にも該当しないし、その他損金とならない会社役員に対する賞与や、交際費ないし寄附金でもないから、結局、損金性のない利益の配分に該当するものというべきである。このように蝸配当であつても、利益の配当に該当するものであり、蝸配当は、会社資本を喰いつぶして配当がなされる場合であるから、会社が会社資本を喰いつぶして株主に会社資産を配分しても、利益の配当である。つまり、会社の経営が赤字続きで会社の計上する利益は架空であつても、会社が現実に会社資産を株主に交付する限り、それは利益の配当に該当する。以上のところで明らかのように、所得税法における利益の配当は、それが商法上違法配当であるか否かを問わず、会社が期間計算を行ったか否かを問わず、また、会社が正当に計算すれば期間計算上利益を生ずるか否かを問わず、会社資産が、正規の資本減少の手続によらないで株主に交付される場合をいうものとしなければならないから、原判決が、会社に期間計算上利益を生じない場合は、所得税法上の利益の配当に該当しないかの如く判示したのは、所得税法の解釈を誤つた違法があり、かつ、本件の株主に對する優待金の支払を所得税法上の利益の配当に該当しないと判示したのは、法令の適用を誤つた違法がある。

〔判 旨〕 棄却

おもうに、商法は、取引社会における利益配当の観念（すなわち、損益計算上の利益を株金額の出資に対し株主に支払う金額）を前提として、この配当が適正に行われるよう各種の法的規制を施しているものと解すべきである（たとえば、いわゆる蝸配当の禁止（商法二九〇条）、株主平等の原則に反する配当の禁止（同法二九三条））。そして、所得税法中には、利益配当の概念として、とくに商法の前提とする取引社会における利益配当の観念と異なる観念を採用しているものと認むべき規定はないので、所得税法もまた、利益配当の概念として、商法の前提とする利益配当の観念と同一観念を採用しているものと解するのが相当である。したがって、所得税法上の利益配当とは、必ずしも、商法の規定に従つて適法になされたものにかぎらず、商法が規制の対象とし、商法の見地から不適法とされる配当（たとえば蝸配当、株主平等の原則に反する配当等）の如きも、所得税法上の利益配当のうちに含まれるものと解すべきことは所論のとおりである。しかしながら、原審の確定する事実によれば、本件の株主優待金なるものは、損益計算上利益の有無にかかわらず支払われるものであり、株金額の出資に対する利益金として支払われるものとのみは断定し難く、前記取引社会における利益配当と同一性質のものであるとはにわかに認め難いものである。されば、右優待金は、所得税法上の雑所得にあたるかどうかはともかく、また、その全部もしくは一部が法人所得の計算上益金として認められるかどうかの点はともかく、所得税法第九条第一項第二号にいう利益配当には当らず、したがって、被告人（原告会社）は、これにつき、同法第三七条に基づく源泉徴収の義務を負わないものと解すべきである。

〔批評〕

判旨の結論は正当であるが、その理由にはかなり問題がある。すなわち、本判決には、二つの問題点がある。その一は、所得税法第九条第一項第二号にいわめる利益の配当をもつて、商法上の適法な利益配当に限らず、違法な利益

配当をも含むとする点であり、これいわゆる配当所得に対する課税標準性決定の問題である。その二は、本件における株主優待金名義の支払をもつて、商法上の利益配当には当らず、所得税法上という配当所得に該当しないとすると点である。以下第一の問題から検討する。

一 所得税法第九条は、所得税の課税物件である所得を個別的に列挙した上、その第一項第二号に法人から受ける利益の配当を、配当所得として課税物件の一種としている。問題は、ここにいわゆる利益の配当に違法な利益の配当が含まれるか否かである。しかし、この問題は、ひとり配当所得だけに限らず、違法な原因に基づいて生じた利得一般について生ずる問題である。例えば出資の受入、預り金および金利等に関する法律、もしくは預金等に係る不当契約の取締に関する法律違反の取引から生じた利得や、窃盜、強盜、詐欺、恐喝、横領、収賄、賭博といった行為から生じた利得等の法律上犯罪行為に基づく場合、或は犯罪行為にならないとしても、利息制限法の制限を超過した高利率の契約から生じた利得等、いわゆる違法所得の課税標準性の問題である。これらの行為は、しかし私法上無効の行為であつたり、取消し得べき行為である場合が多く、その意味では、適法所得であつても、その原因たる法律行為の瑕疵により、取消されたり、無効となつたりする場合と問題の基礎は共通であるといえる。このようないわば未確定所得に対し、その所得性を全面的に否定する見解は見当らないが、これを肯定する見解のうちにも、その結論に若干のニエアンスがある。すなわち、違法な原因に基づく利得であつても、したがつて、その原因行為が私法上無効であつても、それが一応適法な所得と同様の経済的機能をもっている限り、課税標準性を有すると解する立場と(高橋勝好「犯罪による課税」(財政経)、法律上所有権の移転ないしはそれと同一視すべき事実の存在する場合に限り、所得の発生があつたも津田実「税法罰則の諸問題」(二)「財政経済弘報」一〇五号・河村澄夫「税法違反事件の研究」司法研究報告四輯八号一三頁以下)。

のと解する立場である(中川一郎「所得税法基本通論批判」(一)「税法学」四号三八頁・斎藤亮郎「違法所得と課税権について」「税経通稿」五卷一〇号一三頁以下)。

判例は、かつての経済統制法令違反取引による利得につき、その殆んどが後説に立つており(例えば東京地昭二四・三・二四刑資(刑事裁判資料)二九号三頁・同昭

二四・五・二刑資四〇号二頁・東京高昭二四・九・一〇刑資四〇号九五頁・広島高刑支部昭二五・五・八刑資四号二八七頁・津地昭二五・一〇・一五刑資五四号二五三頁・名古屋高昭二六・六・一四高刑集四卷七号七七・五頁・東京高昭二七・一・三二高刑集五卷二号一六五頁・長野地昭二七・一〇・二二行政事件裁判例集三卷一〇号二五〇(六頁)、**通達による行政解釈もこれに従っている**(昭二五所得税法基(本通達一四八参照))。現行法制の上からみて、**所得税法上の所得の課税**

標準性の決定は明確でなければならぬとともに、**政策的考慮**(例えは違法所得に課税ができないことは、犯罪者や違法行為者が)は、でき

る限り排除すべきである。したがつて、後説が正当であると考ええる。そうであれば、**未確定所得**(違法所得)に対する課

税標準は、原因たる行為が無効であり、目的物ないしは利得が当該取得者に法律上帰属しない限り、原則として、否

定される。ただし、**不法原因給付**(八民七〇)や**非償弁済**(五民七〇)として、相手方が返還請求をできない限り、所有権の取

得ないしはそれと同一視すべき法律上の地位を得ているから、そこに所得を構成する。また、取消し得べき行為の

場合は、その取消があり、かつ、目的物ないしは利得が相手方に取り戻されるまで、法律上当該取得者の所得を構

成する。もつとも課税後に取消された場合(あるいは不法原因給付による利得が後に没収・追徴さ)には、当初の課税年度に遡つて更

正の手續を行うべしとする見解もあるが(津田・前掲および、**課税標準性の決定は、期間**(暦年または)との関連で考察すれば

足り、その期間中に法律上の返還請求を受けなかつた限り、所得の要件として欠けるところがないから、更正の手續

を必要としないのではないかと考える(なお齊藤(前掲参照))。

二 さて、右のように違法所得を含めて、いわゆる未確定所得の課税標準性を、違法な利益配当に適用する場合に
は、解決しなければならぬ問題が二点ある。その一は、株主の受領した違法配当が、少くとも二つの返還請求の対
象となることであり、その二は、違法配当に関する効果の画一的確定の問題である。

(1) 株式会社の決算は、毎決算期に計算書類を作成して当該年度の利益を確定した上、利益配当の議案を定時総会
に提出して行われる(商三三条II・三四条II。すなわち、現行商法のたてまちは、利益配当は毎決算期一回に限定され、か
つ、その都度必らず株主総会によつて決定されねばならない。したがつて、営業年度の途中では損益を確定すること

が不可能であり、予想利益の中間配当は許されない。と同時に、利益配当は損失を填補し、かつ準備金を控除した後でなければ許されない(商二九。つまり期末貸借対照表の純資産残高のうちで、資本金・法定準備金・任意準備金を超える部分がなければ利益配当ができない。このように商法は、利益配当につき、形式的要件としての適法な株主総会の承認決議と、実質的要件としての配当可能利益の存在を要求しており、この要件に違反した配当は、すべて違法な配当となるが、そのうちで返還請求が問題となるのは、後者の配当可能利益の存在しない場合(配当の場合)である。すなわち、資本維持原則に基づき、会社債権者(請求当時の全債権者で、かつ連(請求当後の債権者も含まれる)に違法配当分の返還請求権が認められる(商二九)。それとともに会社の不当利得に基づく返還請求権も生ずる(民七〇)。もとより両者は併存する請求権であり、前者が後者の権利を代位行使するものではない。この二つの返還請求を受ける受領株主の善意悪意が、その返還義務の有無に影響するか否かは見解の分れるところである(悪意の株主に限定する見解は、商二六六条の二を根拠とし、かつ、*Doyn*株式会社法五六条I・スイス債務法六七(八条・フランス一八六七七年法四五条IIの解釈およびアメリカの *McDonald v. Williams* 事件の連邦最高裁判所の判例を参照)。しかし、株主が違法配当につき善意であっても、違法配当自体が有効に変更されるわけではないから、善意悪意を区別する根拠がない(さらに商二六六条の二により悪意の株主は、違法配当額を弁済した取締役から求償請求を受けるが、これは違法配当として有力である)。しかし、株主が違法配当につき善意であっても、違法配当自体が有効に変更されるわけではないから、善意悪意を区別する根拠がない(さらに商二六六条の二により悪意の株主は、違法配当額を弁済した取締役から求償請求を受けるが、これは違法配当として有力である)。このように利益がないにも拘らず行われた蝟配当は、法律上は無効であり、右のような返還請求を受ける限り、いわゆる所得の課税標準性は否定されるが如くである。

(2) しかし、その法律上無効であると解されるにも拘らず、違法配当も株主総会の承認決議に基づいて行われるから、その違法は株主総会決議の瑕疵として扱われなければならない。すなわち、承認決議の成立手続に関する瑕疵は、決議取消の訴(商二四七(条以下))により、かつ、それによつてのみその効力が確定する。また、承認決議の内容自体に関する瑕疵(法令・定(款の違反))は、決議無効の訴(商二五(条))により、かつ、それによつてのみその主張が許される。したがって、実質的な配当可能利益を欠くいわゆる蝟配当も、決議の内容が法令に違反する場合として、決議無効の訴によつてのみその

効力を争うべきと考えられる。つまり、違法配当の承認決議に関する限り、取消というも無効というも、それは必ず訴によるべきものとし、蝟配当という決議の内容上の瑕疵も訴により判決があるまでは、当然にその無効を主張し得ないという意味で、取消の訴による場合と大差はないことになろう。このように解すれば、違法配当を受けた株主の返還義務は、訴により判決が確定するまでは生じないといわざるを得ない。しかし、これには有力な反対説がある。すなわち、蝟配当は債権者の利益を害する点で公約利益に関するものであり、資本充実・維持という資本団体としての株式会社の本質からみて、無効判決を得るまでもなく、当然に無効である。したがって、会社および債権者は商法第二九〇条違反の事実を証明し得る限り、株主の違法配当額の返還請求をなしうる(石井「株主総会決議の瑕疵」株主総会決議の瑕疵一、株式会社法講座三卷九七二頁)。たしかに株式会社の本質的要請に違反するような決議内容の著しい瑕疵は、形式的な株主総会の決議が存在するにしても、それは実質的に無意味なもの(Wirkungslos)として、無効の訴をまつまでもなく、何時でも、かつ、何人によつても主張し得ると解さねばならない必要性は理解できるが、現実の株主総会の実状および内部監査の合理化されていない現行法のもとでは、無効決議の画一的確定の要請がまさに必要とされるのではないかと考えられるし、かつ、資本充実の要請は、違法配当額の全部を会社に回復せしめてこそ、債権者の利益に合致するものといふべく、全株主に画一的に返還義務を確定すべきだと思われる。

要するに、株主に対する違法配当額の返還請求は、まず訴によつて無効判決を得るまでは主張できないものと解すべく、したがつて、その所得の課税標準性は、取消し得べき行為に基づく未確定所得と同様にこれを肯定することができる。結局、この点での最高裁判所の判旨は正当である。

三 ところで本判決の第二の問題点である株主優待金の支払であるが、もしこの支払をもつて、適法にしろ違法にしろ利益配当であると解すれば、前述したところによりその配当所得としての課税標準性は決定される。しかし、こ

の優待金の支払は、原審により確定された事実からは適法な利益配当といえないことは明白であり、したがつて、本判旨が利益配当に該当しないといつていることは、違法な利益配当でもないということになる。本件原審判決は、これをもつて所得税法第九条第一項第一〇号の雑所得として課税できるとみているようであり(東京高・昭三四・一〇・二七七、高裁判集二巻九号四二八頁)、また、これを同項第一号の預金の利子と解した下級審判例もある(東京地昭三一・一一・二八行政事、二二八〇六頁)。たしかに株主相互金融という仕組は、不特定多数人から現金の消費寄託を受け、これを運用して収益を得るとともに、寄託者のうち特定の条件に該当する者に一定割合による利息を優待金名義で支払つたとも解し得ないわけではない。しかし、株式会社という組織をとり、しかも出資者を株主としている以上、かかる優待金の支払が株主としての地位に基づくものが、もしくは第三者としての地位に基づく取引契約の結果であるかを吟味してみる必要がある。

(1) 税法上という配当所得は、投下資本たる株式または出資から流出する利潤であると考えられるが、かかる利潤の分配であるか、それともその源泉たる投下資本自体の最終的処分による所得(譲渡所得)であるかの区別は困難である。そこで税法は、みなす配当という概念を定めて(所五条・法九、条の六II・III)、両者の明確化を期している。しかし、本件の株主優待金の支払は、償還株式(商三二)や利益消却(商二二)による剰余金の分配でもなく、また資本減少手続による出資の返還額でもない(商二二条I・II、三七七条以下)。まして建設利息(商二九)の支払としての性質をもつものでないことは、いうまでもない。したがつて、それが会社構成員たる株主の地位に与えられるものである限りは、出資の払戻としての性質を有するものと考えざるほかならう(本件上告人の主張は、まさにこの点にある)。わが商法上、株主に対する出資の払戻を禁ずる明文の規定はないが、資本充実・維持の原則を定めた諸規定から、当然に禁止されるものと解される。ドイツ株式法第五二条は、これを明文で禁止しており、したがつて、株主の有償給付に対する法外な報酬や手数料、株主に対する無利息の貸付金、株主に有利な割引、株主のための保証債務や担保の設定、確定利息の支払約束、配当保証、未確定利益の前払等、いわゆる

隠れたる利益配当 (verdeckte Gewinnschüttungen) と認められる全ての給付は出資の払戻と解され (Gadow, Heilcher, Komm. zum Aktiengesetz.)、当然に無効とされる。したがって、わが商法上においても同趣旨に解して差支えなく、優待金が株主資格に基づいて支払われる限り、当然に無効であり、それが決算手続による損益の確定を形式上欠いている点で違法配当と区別されるが、出資の払戻であり、かつ、資本維持の公約利益を害する点で蝸配当と共通である。

(2) ところでドイツ税法上では、会社の課税所得算定に際し、その損金性決定の問題に関連して隠れたる利益配当が議論され、一九三五年一月二十九日のライヒ最高財務裁判所 (RFH) がかかる利益配当をもつて、社員もしくはその親密な第三者に与えられる利益配当としての外形をとらないあらゆる利益であると判示して以来 (Ballensiefel, Kapital-schüttung bei Kapitalgesellschafts-)、税法上に確立されてきた概念であり、一九五三年のドイツ法人税法施行法 (KSdV) 一七条はその典型的な場合を例示しているといわれる (その詳細は Trumpler, Die Bilanz der Aktiengesellschaft (1950) S. 152 ff.)。他方、わが国の法人税法上、法人の所得計算の基礎となる損益性の決定のうちで、とくに損金性に関する隠匿利益の処分の問題として、役員賞与の損金性を否定した判例 (大版地昭二四・九・一) (横浜地昭二五・五・四刑資五四号一四二頁) があり、功労株主に対する記念品贈呈費用の損金性を否定した判例 (大版地昭二四・九・一) (津地昭二五・一・一・一五刑資五四号二五八頁) がある。このような隠れたる利益配当 (または隠匿) の問題は、もとより法人所得計算上の議論であり、その損金性の否定が直ちに所得税法の配当所得の肯定に連結されるわけではない。また、これをそのまま商法上に帰化して、利益配当と同一価値に評価してしまうこともできないが、ただ、とくに違法配当との関連で考察すべき問題があるように思われる (隠れたる利益配当がドイツ株式法上全く無効であるとする通説に対し、パラシュエットが制限されていること、その無効を債権者保護のみに求めるのは (Gadow, Heilcher, Komm. zum Aktiengesetz.)、無効原則が企業の維持原則から後退すべきであること、株式法の無効事由がないことを理由に、きわめて詳細な分析と批判を試みている)。

すなわち、優待金の支払は、企業に参加した株主に対し、利益配当以外の形式と名称で一種の経済的利益を配当する会社と株主間の契約であり、その法的性質としては、年度損益の確

定と無関係に給付することを目的とする債権法的要素と、株主に対する会社財産の分配を目的とする会社法的要素とが競合するものと解し得る。前者には双務契約としての契約自由の原則が支配し、株主は第三者として会社に対立するが、会社法的部分では利益配当の原因たる会社法的原則に拘束される(Ballerstedt)°。ただし株主が純然たる第三者として、会社と債権契約により取引行為をすることは、何等隠れたる配当にはならない(Cadow-Heinichen-Fischer)°。したがって、かかる取引行為に基づく給付は、法人税法上会社の損益取引たる当然の損金(費用)であり、株主にとつても配当所得には無関係である。しかし、その区別は困難であつて(Franke, a)°、その基準は行為の客観的内容と性質とによるほかになく(R.G. Bd. 149, S. 400; Fr. J.°)むしろ商法的には、株主と会社との拘束関係が個人法領域にも及ぶものと解すべきであり、したがつて、会社に対し株主が第三者として契約自由の利益を享有し得ないものといわなければならない。このように考えるならば、本件の株主優待金の支払は、それが一面において債権法的要素をもつているにも拘らず(本件原告がこれを雑所得と解し、前掲下級審判例がこれを予金の利、株主は会社の存続中期末貸借対照表の純益を超える経済的利益を享受したのも、まさに債権法的要素に依拠したものといえよう)、株主は会社の純益を超える経済的利益を受け得ないという、会社法的拘束関係によつて、法律上無効の評価を受けなければならない(Gadow-Heinichen-Fischer, a)°
論の債権者保護の危険を強調している。

(3) 優待金の支払が法律上無効であれば、これをいわゆる違法配当と同価値に取扱うべきであらうか。両行為が資本維持原則の違反であるという観点では、まさに同価値であるし、ともに会社法上具体的な利益配当請求権が発生しないという点でも同価値である。しかし、違法配当が社団法人上の画一的確定の要請から、その返還請求権の行使に手続上の制約があると解されねばならないのに反し、優待金の支払のようないわゆる隠れたる配当は、その画一的確定の要請はなく(配当決議がない)、かつ、受領株主の法的安定への配慮も少いと考えられる。したがつて、会社はもとより(民七〇三条)、債権者も商法第二九〇条第二項の適用により(ただかかる配当が契約として、債権的要、訴によることなく、何時

も不当配当額の返還を請求できるものと解すべく、かつ、受領株主は非償弁済(民七〇、五條)、または不法原因給付(民七〇、八條)を主張することはできないと解される(Gadow-Heinichen-Fis-^o cher, § 52 Anm. II)。

以上のとおり株主優待金支払の法的性質は、株主資格に関しても、第三者資格の観点からも、無効と解すべきである。しかし、違法配当との関連においては、それが実質的に同価値であるにも拘らず、返還請求による会社資産回復の手續に相違があると結論せざるを得ない。したがつて、所得税法の配当所得としての課税標準性は、すでに述べた基準によつて否定されねばならない。本判決が本件優待金の支払を、配当所得として認めず、したがつて、所得税法第三七条に基づく源泉徴収の義務を否定した結論は正当であつたと考えるが、優待金名義の金銭給付は出資の払戻契約として無効であり、資本充実・維持原則に反する点で違法配当と同価値に評価されるが、返還請求の点で配当所得としての課税標準性が否定されるものと理由づけなければならなかつたと思われる。

(一九六〇・一一・一三)